

群馬大学医学部附属病院病院研修生受入規程

	平成16. 4. 1	制 定
改 正	平成18.10. 1	平成19.11.13
	平成20. 4. 1	平成22. 4. 1
	平成26. 4. 1	平成26. 6.10
	平成26. 8. 1	平成30. 4. 1
	令和元.10. 1	令和 2.10. 6
	令和 4. 4. 1	令和 7. 1. 7
	令和 8. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 薬剤師，看護師，臨床検査技師及び診療放射線技師等別表に掲げる職種の免許を有する者を群馬大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）において研修させる場合の手続等は，この規程の定めるところによる。

(申請及び許可)

第2条 研修を受けようとする者は，所定の申請書に別に定める書類を添えて，附属病院の長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 病院長は，前項の規定により研修の申請があったときは，附属病院の業務に支障がない限り，研修を許可することができる。

3 研修の期間は，6月以内とし，研修を許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(研修料)

第3条 前条第2項の規定により研修を許可された者（以下「病院研修生」という。）は，研修料として1人1日につき2,200円（内税）を納入しなければならない。

2 前項の研修料は，研修の期間に応じ，その全額を研修の開始前に納入しなければならない。

3 研修料を所定の期日までに納入しない者に対しては，病院長は、研修の許可を取消すものとする。

4 既納の研修料は，特別の事情があると認めた場合を除き，返還しない。

(研修課程)

第4条 病院研修生の研修課程は，病院長が別に定める。

2 病院研修生の受入れ職種及び受け入れる診療部（科）は別表のとおりとする。

(研修方法)

第5条 病院研修生は，病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

(規則等の遵守)

第6条 病院研修生は，本学の諸規則を守らなければならない。

(研修許可等の取消し)

第7条 病院研修生が第5条若しくは第6条の規定に違反し，又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該病院研修生の研修を停止させ又は研

修の許可を取消することができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、病院研修生に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表 病院研修生の受入れ職種及び受け入れる診療部（科）

職 種	診 療 部 （ 科 ）
薬 剤 師	薬 剤 部 先端医療開発センター
保 健 師	看 護 部
助 産 師	
看 護 師	看 護 部 先端医療開発センター
診 療 放 射 線 技 師	放 射 線 部
臨 床 検 査 技 師	検 査 部 先端医療開発センター
理 学 療 法 士	リハビリテーション部
作 業 療 法 士	
言 語 聴 覚 士	リハビリテーション部 耳 鼻 咽 喉 科
視 能 訓 練 士	眼 科
救 急 救 命 士	救 命 救 急 セ ン タ ー
歯 科 技 工 士	歯科口腔・顎顔面外科
歯 科 衛 生 士	
臨 床 工 学 技 士	臨 床 工 学 部
義 肢 装 具 士	整 形 外 科
臨 床 心 理 士	精 神 科 神 経 科
公 認 心 理 士	
管 理 栄 養 士	医 事 課
栄 養 士	
診 療 情 報 管 理 士	
社 会 福 祉 士	
そ の 他 医 療 従 事 者	
	先 端 医 療 開 発 セ ン タ ー